

現場代理人の常駐義務緩和の拡大について (対象工事の金額が変わりました)

【平成28年6月21日現在】

本市が発注する工事等に係る現場代理人の兼務を認める運用については、平成23年8月10日(平成24年12月1日一部改正)から特例措置を講じていますが、更に復旧・復興を促進させるため、下記のとおり条件を緩和します。

対象工事

次の条件を満たす2件(請負代金額 **3,500万円**(建築一式工事は **7,000万円**)未満は、従来どおり3件まで)の工事等について、現場代理人の兼務を認めることとします。

ただし、特記仕様書等に本運用の対象であることが明示されている工事に限ります。

- (1) 石巻市が発注する建設工事等であること。
- (2) 仕様書等に「現場代理人の兼務を認める。」記載があること。

(例示)

	請負代金額	兼務可能件数	
①	3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)	①同士の組み合わせ	3件まで兼務可能
②	3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)	①+②の組み合わせ	2件まで兼務可能
		②同士の組み合わせ	2件まで兼務可能

手続きについて

- (1) 現場代理人を兼務させようとするときは、各発注担当課へ「現場代理人兼務届」を提出する。
- (2) 現場代理人を兼務させる場合、現場代理人が不在となるときに工事現場の運営・安全管理等を行う「連絡員」を滞在させるとともに、「現場代理人兼務届」にその連絡員の指名を記入すること。
- (3) 「現場代理人兼務届」を受理後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、兼務の解除等を求めることができるものとします。
- (4) 現場代理人が配置技術者と兼務できるのは、監理技術者又は主任技術者の専任が求められない場合に可能です。
- (5) 市は、単独で現場代理人を配置することが必要と判断する場合は、仕様書等に「本工事については、現場代理人の兼務は認めない」と記載します。

実施時期

平成28年6月21日以降に入札公告又は指名通知する建設工事等から当分の間実施します。
ただし、兼務させる一方の工事が適用日以前のものについても、工事担当課に届け出ることでより適用を可能とする。

【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話0225-23-6611、6612